

●問い合わせ		
ごみの収集	環境処理センター収集担当	☎22-2155
粗大ごみ受付	予約センター	☎22-2166
ごみの焼却・処分・ 持ち込み・リサイクル パイプライン	} 施設担当	☎32-5391
環境衛生		環境課
環境保全	"	☎38-2051

### 清潔で安全かつ快適なまちを目指して 「市民マナー条例」にご協力ください！

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

平成19年6月1日、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」を施行しました。この条例は、歩行喫煙・空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置や夜間花火等を禁止し、市民の皆さんの清潔・安全・快適な生活環境を確保することを目的としています。条例の目的をご理解いただき、皆様のご協力をお願いします。



#### 歩行喫煙の禁止



市内全域の道路・公園・広場などの公共の場所では、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止されています。歩行中の喫煙は、受動喫煙の防止やたばこの火によるやけど、また衣服を焦がしたりする危険性がありますので絶対にやめましょう。喫煙される場合は、喫煙マナーを守り、周りの人への配慮をお願いします。また、「携帯用灰皿」を常に携帯するなど、歩行喫煙をしないマナーを実践してください。

たばこの吸い殻や  
空き缶などのポイ捨て禁止

海岸・河川・公園・広場などの公共の場所で、たばこの吸い殻や空き缶などを投げ捨てたり、放置することを禁止します。

#### 夜間花火の禁止

潮芦屋ビーチ周辺は「花火等禁止区域」に指定されており、終日、花火等を禁止する区域になっています。また、それ以外の市内全域の海岸・河川・公園・広場などの公共の場所で、夜間(午後九時から午前六時まで)は花火をすることを禁止しています。禁止する花火は、「火薬類等取締法」第2条第2項に規定する「玩具花火」のうち、次の花火を指しています。皆様のご協力をお願いします。



■花火禁止区域

《禁止する花火》  
■回転することを主とする花火  
■走行することを主とする花火  
■飛ばすことを主とする花火  
■打ち上げることを主とする花火  
■爆発音を出すことを主とする花火  
■線香花火・へび玉などは、禁止対象外です。

#### 飼い犬のふんの放置等の禁止

犬の飼い主などは、道路・公園・広場などの公共の場所で散歩や運動させる時は常に鎖などで制御しなければなりません。

また、道路・公園・広場などの公共の場所であつた場合、そのふんを回収しなければなりません。散歩や運動させるときは、ふんを回収する容器などを用意してください。

#### 落書きの禁止

道路・公園・広場などの公共の場所や他人が所有する建築物などに落書きをすることを禁止します。

#### 回収容器の設置および管理

ペットボトルや缶等の容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置し、その容器を適正に管理してください。

#### 【罰則】

道路・公園・広場などの公共の場所で夜間花火をした者、たばこの吸い殻や空き缶などをポイ捨てした者、鎖などで制御しない・ふんを回収しない犬の飼い主、落書きをした者に対しては、その行為の中止などを勧告または命令をします。また、その命令に従わない者には十万円以下の罰金を科します。

#### 環境課からのお願い

■美化推進員制度について  
この条例の目的を達成し、啓発活動などに取り組んでいただくために、各自治会から推薦いただいたかたを、美化推進員に委嘱しています。歩行喫煙の防止等には、市民の皆さんのご理解・ご協力が不可欠です。美化推進員と連携して、清潔で安全・快適なまちづくりにご協力いただきますようお願いいたします。

■犬や猫などの適正な飼育・管理を  
「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」で、愛玩動物の適正な飼育および管理について定めています。ふん尿、鳴き声など、周囲に迷惑をかける点検し、マナーを守った飼い方を心掛けてください。

猫は、家の中で飼うようにしましょう。猫を外に出すことで、他の猫とのけんかによるストレスや伝染病に感染したり、交通事故にあたりする機会を増やしますので、飼い猫のために屋内で飼うようにしましょう。

#### 喫煙禁止区域内の喫煙禁止

特に人通りが多く歩行喫煙によるやけどなどの危険性が高く、受動喫煙やたばこの煙の臭気などで迷惑となる地区を、地元自治会などと協議し、「JR芦屋駅周辺を「喫煙禁止区域」に指定しています。喫煙禁止区域内では、歩行喫煙はもちろん、喫煙指定場所以外での喫煙を禁止します。喫煙は、必ず「喫煙指定場所」をお願いします。違反した場合は、過料2,000円を科します。■「喫煙指定場所」が、6月から1カ所になっています。6月1日から、喫煙禁止区域内6カ所に設置していた「喫煙指定場所」が、「JR芦屋駅北側2階のペDESTリアンデッキ1カ所のみになりました。皆様のご協力をお願いします。

#### 死獣の引き取り

■手続き 開庁日:午後2時30分までに環境課へ。閉庁日:市役所(☎31-2121)へ。持ち込みの場合は、開庁日の午前9時から午後5時(正午から午後0時45分を除く)に環境課へ ■用意するもの 飼い犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の狂犬病予防注射済票(引き取り、持ち込みとも) ■引き取り (開庁日)午後3時30分から5時15分までに、職員が引き取りに伺います(閉庁日)土・日曜日の場合は、月曜日の午後2時30分から4時までに引き取りに伺います。長期休日(大型連休または年末年始など)の場合は、別途広報でお知らせします ■費用 飼い主のいる動物大型犬等1匹3,000円/中型犬等1匹2,500円/小型犬等1匹2,000円 飼い主のいない動物は無料です。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

#### 犬・猫の引き取り制度

県では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対捨てずに、この制度をご利用ください。

問い合わせ 兵庫県動物愛護センター  
☎06-6432-4599(尼崎市西昆陽4-1-1)